

令和9年度 児童クラブ利用申込書等記入時の注意事項

1 開所期間及び開所時間等

(1)開所期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

【日曜日・祝日・盆休み(8/13～8/15)・年末年始(12/29～1/3)を除く】

- ・学校が休校又は保護者迎えとなる場合は閉所します。また、自然災害(台風・大雨等)や感染症流行等で閉所となる場合があります。
- ・新1年生は、4月1日から入学式前日までを『春休み』として利用できます。
- ・6年生の利用は卒業式までです。

(2)開所時間

- ・登校日の放課後 授業終了時 ～ 午後6時まで(午後7時まで延長あり)
- ・長期休暇、土曜日 午前7時30分 ～ 午後6時まで(午後7時まで延長あり)

2 児童クラブを利用できる基準

児童クラブを利用できる児童は、みやき町立小学校に就学している児童で、児童と同居している家族全員(満65歳以上の方を除く)の全てが、次のいずれかの事情にある場合です。

- (1)就労 終業時間が15時(新1年生は14時)を超える日が月12日以上ある場合
または育児休業中である場合
- (2)出産 産前8週間前に該当する月の初日から産後8週間を経過した月の末日
までの期間である場合
- (3)疾病・介護 病気や怪我の療養、または家族の介護をする場合であること
- (4)就学 就労と同等の日数時間を要して就学する場合

ただし、長期休みのみ利用される場合は、就労時間が8時から18時の間で4時間以上勤務している場合は利用申込が可能です。

上記以外に事情がある方は個別にお問い合わせください。

3 利用申込みに必要な書類

①放課後児童健全育成事業(児童クラブ)利用申込書兼児童台帳(様式第1号)

- 1 兄弟姉妹で申込する場合、申込書はそれぞれ提出してください。
- 2 保護者の連絡先等は必ず記入してください。
- 3 家族構成の欄は、現に同居している世帯員全員を記入してください(住民基本台帳(住民票)上の世帯員ではありません)。また、利用基準の区分欄について、児童と同居している家族全員(満65歳以上の方を除く)については、該当する欄に○を記入し、各々について、その証明書または申立書等の添付書類を提出してください。

②就労等を確認できる書類

家族の状況	申請時に必要な様式等の種類
就労(就業者)	就労証明書(様式第2号)
// (自営業者)	自営業申立書(別紙1) 自営業を確認できる書類の写し
// (農業者)	農業従事申立書(別紙2) 農業従事を確認できる書類の写し
出産	出産に関する申立書(別紙3) 母子手帳の写し
疾病・介護	疾病・介護に関する申立書(別紙4) 診断書・障害者手帳等の写し
就学	在校証明書又は在籍期間やカリキュラムがわかる書類の写し

※児童と同居している家族全員(満65歳以上の方を除く)の全員分を提出してください。

※申込時点での勤務状況が確認できるものを提出してください。

※兄弟姉妹で申し込まれる場合は、各提出書類を1部だけ提出されても構いません。

※就労証明書等は保育所入所申請で提出する書類の写しでも構いません。その場合は、
原則保護者で写しをご用意ください。

③必要に応じて提出する書類

ひとり親世帯や生活保護受給世帯については、本人の申請に基づき保護者負担金の減免措置がありますので、希望される方は児童クラブ申し込み時に、減免申請(別記様式)を行ってください(手続きは毎年必要です)。減免申請用紙は、子育て福祉課、各庁舎総合窓口、各児童クラブで準備していますのでお申出ください(町のホームページからもダウンロードができます)。

4 利用申込み後の流れ

項 目	申込期限	利用審査・許可期日	スポーツ安全保険料 納入期限	利用期間	
放課後 利 用	令和8年 11月30日(月)	令和9年 2月中旬ごろ	令和9年3月ごろ	新2～6年	始業式～
				新1年	入学式～
春 休 み 利 用	令和8年 11月30日(月)	令和9年 2月中旬ごろ	令和9年3月ごろ	新2～6年	3学期修了式翌日～ 始業式前日
				新1年	4/1～入学式前日
夏 休 み 利 用	令和9年 5月28日(金)	令和9年 6月中旬ごろ	令和9年7月ごろ	全学年	1学期終業式翌日～ 2学期始業式前日
冬 休 み 利 用	令和9年 11月30日(火)	令和9年 12月中旬ごろ	令和9年12月 ごろ	全学年	2学期終業式翌日～ 3学期始業式前日

5 その他の注意事項について

- 1 児童クラブ利用申し込み時に、その家庭において保護者負担金の滞納(納期到来分の未納)
がある場合は利用申込みを却下する場合がありますのでご注意ください。
- 2 利用時に加入するスポーツ安全保険の保険料は、利用開始前までに支払いを完了してくだ
さい。保険に加入していない方はご利用できません。また、年度初めの一括加入時には保険
加入時の手数料について保護者負担はありませんが、それ以降、年度途中の加入時には手数
料が保護者の負担となります。
- 3 原則として、年度途中からの児童クラブ利用は利用開始希望月の前月20日までに申込み
が必要です。
- 4 就労による就労開始日が月途中の場合、月初めからご利用が可能です。
- 5 児童クラブの利用を辞退する場合は、「児童クラブ利用辞退届」の提出が必要です。
提出期限は、辞退される前月の15日です。提出期限までに提出されない場合、保護者負担
金等が発生しますのでご了承ください。月の途中での利用辞退の場合でも、保護者負担金
等は月単位でご負担いただきます。
- 6 児童クラブを利用できる基準を満たさなくなり利用辞退となる場合は、その日の属する月
の末日(末日が長期休みの期間中であれば長期休みの末日)まで利用可能です。
- 7 利用申込後、申込内容に変更があった場合は、内容に応じて書類を提出していただく必要が
あります。詳しくは子育て福祉課までご連絡ください。